

鎌倉市議会

8月臨時会議案集

(その1)

令和8年(2026年)

目 次

議案第 29 号	令和 8 年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第 2 号）に係る専決 処分の承認について……………	5
報告第 11 号	工事請負契約の変更に係る専決処分の報告について……………	16
報告第 12 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決 処分の報告について……………	20
報告第 13 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決 処分の報告について……………	21

議案第 29 号

令和 8 年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
に係る専決処分の承認について

次の令和 8 年度鎌倉市下水道事業会計予算の補正については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、令和 8 年（2026 年）8 月 10 日に専決処分した。

よって、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年（2026 年）8 月 20 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

令和 8 年度鎌倉市下水道事業会計
補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 8 年度鎌倉市下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
-------	---------	---------	-----

支 出

第 1 款 下水道事業費用	7,238,134千円	87,462千円	7,325,596千円
---------------	-------------	----------	-------------

第 1 項 営業費用	6,801,303千円	87,462千円	6,888,765千円
------------	-------------	----------	-------------

令和 8 年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第 2 号）実施計画

収 益 の 収 入 及 び 支 出
支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下 水 道 事業費用			7,238,134	87,462	7,325,596	
	1 営業費用		6,801,303	87,462	6,888,765	
		1 汚水管渠費	420,305	87,462	507,767	

令和 8 年度鎌倉市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで)

(単位:千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	644,658
減価償却費	3,595,952
固定資産除却費	100
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	180
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 1,612
その他引当金の増減額 (△は減少)	△ 57
長期前受金戻入額	△ 2,678,511
受取利息及び配当金	△ 100
支払利息	271,519
未収金の増減額 (△は増加)	△ 33,747
未払金の増減額 (△は減少)	<u>5,104</u>
小計	1,803,486
利息及び配当金の受取額	100
利息の支払額	<u>△ 271,519</u>

業務活動によるキャッシュ・フロー 1,532,067

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 2,535,530
国庫補助金等による収入	1,082,051
受益者負担金等による収入	6,417
貸付けによる支出	△ 4,077
貸付金償還による収入	847
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	<u>922,568</u>

投資活動によるキャッシュ・フロー △ 527,724

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,539,700
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	<u>△ 2,682,730</u>

財務活動によるキャッシュ・フロー △ 1,143,030

資金増加額 (又は減少額)	△ 138,687
資金期首残高	<u>1,884,579</u>
資金期末残高	<u>1,745,892</u>

令和8年度鎌倉市下水道事業予定貸借対照表
(令和9年3月31日)

(単位:千円)

資 産 の 部			
1	固 定 資 産		
	(1) 有 形 固 定 資 産		
	ア 土 地	10,299,656	
	イ 建 物	4,662,770	
	減価償却累計額	<u>△ 1,867,539</u>	2,795,231
	ウ 構 築 物	73,778,271	
	減価償却累計額	<u>△ 22,987,877</u>	50,790,394
	エ 機 械 及 び 装 置	9,065,385	
	減価償却累計額	<u>△ 5,200,249</u>	3,865,136
	オ 車 両 及 び 運 搬 具	12,564	
	減価償却累計額	<u>△ 3,916</u>	8,648
	カ 工 具、器 具 及 び 備 品	21,315	
	減価償却累計額	<u>△ 8,572</u>	12,743
	キ 建 設 仮 勘 定	<u>2,742,529</u>	
	有 形 固 定 資 産 合 計		70,514,337
	(2) 投 資 そ の 他 の 資 産		
	ア 長 期 貸 付 金	<u>3,513</u>	
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計		<u>3,513</u>
	固 定 資 産 合 計		70,517,850
2	流 動 資 産		
	(1) 現 金 預 金		1,745,892
	(2) 未 収 金		
	ア 営 業 未 収 金	267,100	
	イ 営 業 外 未 収 金	17,894	
	貸 倒 引 当 金	<u>△ 1,101</u>	
	未 収 金 合 計		283,893
	(3) 短 期 貸 付 金		<u>1,159</u>
	流 動 資 産 合 計		<u>2,030,944</u>
	資 産 合 計		<u>72,548,794</u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
ア 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>19,891,500</u>		
企業債合計		<u>19,891,500</u>	
固定負債合計			19,891,500
4 流動負債			
(1) 企業債			
ア 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>2,480,466</u>		
企業債合計		2,480,466	
(2) 未払金			
ア 営業未払金	182,955		
イ その他未払金	<u>250</u>		
未払金合計		183,205	
(3) 引当金			
ア 賞与引当金	24,310		
イ 法定福利費引当金	<u>4,615</u>		
引当金合計		<u>28,925</u>	
流動負債合計			2,692,596
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		55,512,472	
(2) 長期前受金収益化累計額		<u>△ 22,609,685</u>	
繰延収益合計			<u>32,902,787</u>
負債合計			<u>55,486,883</u>

資本の部

6 資本金			
(1) 固有資本金		5,105,769	
(2) 組入資本金		<u>1,334,877</u>	
資本金合計			6,440,646
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
ア 受贈資産評価額	1		
イ 補助金	3,098,270		
ウ 他会計負担金	<u>4,645,454</u>		
資本剰余金合計		7,743,725	
(2) 利益剰余金			
ア 減債積立金	1		
イ 当年度未処分利益剰余金	<u>2,877,539</u>		
利益剰余金合計		<u>2,877,540</u>	
剰余金合計			<u>10,621,265</u>
資本合計			<u>17,061,911</u>
負債資本合計			<u>72,548,794</u>

注記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

- ・減価償却の方法

定額法による。

- ・主な耐用年数

建物 8～50年

構築物 50年

機械及び装置 6～30年

車両及び運搬具 4年

工具、器具及び備品 5～15年

(2) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計がその全部を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

イ 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末勤勉手当の支給及びそれに係る法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する金額を計上している。

ウ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

2 予定貸借対照表等に関する注記

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は14,772,976千円である。

3 セグメント情報に関する注記

(1) セグメントの概要

鎌倉市下水道事業会計は、公共下水道事業の単一セグメントのため、記載を省略している。

令和8年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第2号）説明書
収 益 的 収 入 及 び 支 出

支 出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
	千円	千円	千円
1 下水道事業費用	7,238,134	87,462	7,325,596
1 営業費用	6,801,303	87,462	6,888,765
1 污水管渠費	420,305	87,462	507,767

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
修繕費	87,462	○下水道の整備・管理 87,462
		汚水管渠費 87,462

報告第 11 号

工事請負契約の変更に係る専決処分の報告について

さきに、令和 6 年（2024 年）6 月定例会議案第 7 号及び令和 7 年（2025 年）2 月定例会議案第 64 号をもって議決され、市長専決処分によって契約金額を増額し、令和 7 年（2025 年）12 月定例会議案第 51 号をもって議決された鎌倉市立第一中学校通学路法面整備工事について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年（2026 年）8 月 20 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 契約金額

- | | |
|---------------------------------------|--------------|
| (1) 当初の契約金額 | 374,440,000円 |
| (2) 令和 7 年（2025 年）2 月定例会
議決後の契約金額 | 384,536,900円 |
| (3) 市長専決処分による
増額後の契約金額 | 390,009,400円 |
| (4) 令和 7 年（2025 年）12 月定例会
議決後の契約金額 | 395,370,800円 |
| (5) 今回の変更による増額分 | 2,251,700円 |
| (6) 今回の変更後の契約金額 | 397,622,500円 |

2 処分の日

令和 8 年（2026年） 8 月 14 日

工 事 請 負 変 更 契 約 書

工 事 名 称	鎌倉市立第一中学校通学路法面整備工事
工 事 場 所	鎌倉市材木座六丁目20番 先
工 期	工期の変更 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
請 負 代 金 額	増額 2,251,700 円 うち取引に係る消費税額 204,700 円 及び地方消費税額
そ の 他	原契約書添付の「鎌倉市工事請負契約約款第40条における別表1及び別表2」を次のとおり変更し、本契約のほかは原契約書のとおりとする。

令和6年（2024年）6月24日付けで契約を締結した工事請負契約について、上記のとおり変更し、本契約を証するため本書を電磁的に作成し、発注者及び受注者が合意を証する電磁的措置を執った上、双方保管するものとする。

令和8年(2026年)8月14日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
鎌 倉 市
市 長 松尾 崇

受注者 鎌倉市大町一丁目4番15号
鎌倉土建株式会社
代表取締役 菅尾 成彦

別表 1（第40条関係）

支払限度額	
令和5年度	0 円
令和6年度	140,415,000円
令和7年度	208,150,800円
令和8年度	49,056,700円

別表 2（第40条関係）

出来高予定額	
令和5年度	0 円
令和6年度	140,415,000円
令和7年度	208,150,800円
令和8年度	49,056,700円

報告第 12 号

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

令和 7 年(2025年)11月12日、横須賀市光が丘3811番 1 敷地内で発生した、総務部公的不動産活用課用務で稼働中の共用自動車による交通事故に係る市の義務に属する損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年（2026年） 8 月 20 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 271,700円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 横浜市西区高島 1 丁目 2 番 8 号
京浜急行電鉄株式会社
取締役社長 川 俣 幸 宏 |
| 3 | 処分の日 | 令和 8 年（2026年） 7 月 31 日 |

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

令和８年（2026年）３月29日、鎌倉市小町二丁目11番17号先路上で発生した、大船消防署警備課用務で稼働中の救急車による交通事故に係る市の義務に属する損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和 8 年（2026年） 8 月 20 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---------------------------|
| 1 | 損害賠償の額 | 10,835円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | <div> </div> <div> </div> |
| 3 | 処分の日 | 令和8年（2026年）7月31日 |